

施設カルテ

(1)施設の基本情報

施設番号	s01915	施設名称	グループホームいいたか(グループホームいいたか)		
所在地(住所)	松阪市飯高町森2126番地1				
					
根拠条例	松阪市飯高高齢者認知症対応型共同生活介護事業所条例		担当部署	飯高地域振興局地域住民課	
設置年度	平成17年度		財産区分	12 公共用財産	
設置目的 (施設整備を行った経緯と整備が必要であった理由)	すべての人々が飯高町内でいつまでも元気で暮らせるように願いを込めて建てられた。在宅で介護することが困難な認知症の高齢者に対し、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び心身の機能訓練を行い、安心と尊厳のある生活を利用者が可能な限り自立して営むことが出来るよう支援する。				
施設の設置目的に沿った運営状況	建設当初から指定管理により運営 平成17年6月～平成22年6月 特定非営利活動法人いいたか (H20.1～社会福祉法人いいたか) 平成22年7月～平成29年3月 社会福祉法人松阪市社会福祉協議会				

(2)建物の概要

設置形態	単 独	用途地域等	区域外		
駐車場(収容台数)	3台				
土地	敷地面積	1,998㎡	借受期間・賃料等	—	
	所有者	市			
主たる建物1	建物名称	グループホームいいたか			
	用途	老人施設	構造・階数	木造(柱10.5cm角以下)・地上2階・地下0階	
	建築年月	平成17年 5月13日	建物取得費(全体)	146,490,000円	
	延床面積	670.1㎡	耐震診断(実施年)	不要	
	耐震補強(実施年)	不要	所有者	市	
大規模改修等の履歴・計画(300万以上)	平成22年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度
対象建物	グループホームいいたか				
施工内容	スプリンクラー設置				
費用	5,574,550円				
リスク・高機能化対応度	平成23年 火災通報装置電話回線復旧工事 停電時に加圧ポンプが作動しないため、水道管バイパスを敷設				

(3)管理・運営の概要

利用時間	—	休所(館)日	—
運営形態	指定管理	管理・運営者名	社会福祉法人松阪市社会福祉協議会
委託期間(指定管理の場合)	自 平成 24年 4月 1日	至	平成 29年 3月 31日
業務内容	在宅での介護が困難な認知症の高齢者に対し、家庭的な環境のもとで、日常生活の世話及び心身の機能訓練を行い、安心と尊厳のある生活を利用者が可能な限り自立して営むことが出来るよう支援する。		

(4)管理・運営に係る経費

(単位:円)

正規職員	人	労務員	人	再任用職員	人	非常勤職員	人	合計	人
施設の維持管理に係る経費					施設の運営・事業に係る経費(指定管理の場合)				
維持管理経費					運営・事業等経費				
光熱水費					指定管理委託料				
保守点検委託料					その他の経費				
賃借料									
修繕費									
その他の経費									
人件費									
職員等									
非常勤職員									
①小計					②小計				
④合計(①+②)-③					-4,320,000円				
市民一人あたりのコスト					-25.56円				
財源		補助金等収入		その他収入		4,320,000円			
		使用料等収入		③年間収入合計		4,320,000円			

(5)施設の利用状況

内容	単位	実績数		
		H22	H23	H24
入所人数 定員18名(9名×2ユニット)	人×月	52(4~6) 162(7~3)	213	215

(6)関連情報

類似施設		近隣施設	
------	--	------	--

(7)その他

管理・運営上の問題点	建物は平成17年に建設のため、大規模な修繕等は予定していない。社会的にも高齢化が進み、多くの需要が見込まれる中、入所者も高齢化が進み、また重度化していくことが考えられる為、今後は転倒などの事故が増えることが想定される。事故防止を図る為には、職員の対人援助に差が生まれないよう意思統一をはかり、利用者や家族の声に耳を傾け、今まで以上に満足していただけるサービス提供が必要。
廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	建設費用は地方債(過疎債)、一般財源を活用。 社会福祉法人いいたかがおこなった介護保険事業に係る虚偽申請及び不正請求が、介護認定審査・監査室の監査により判明し、同法人が指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定を取り消され、指定管理者の指定取消しとなったため、平成22年7月より指定管理者を変更。
特記事項	避難場所指定なし 地域に無くてはならない施設となっており、利用料金の減額など、利用者への利益還元も行われている。現在、指定管理での運用となっているが、今後、引き続き指定管理での運営を続けるのか、時期を見て払い下げを行うのかなどの検討が必要。 入所者からの利用料金は全額指定管理者の収入となり、指定管理委託料の支払いはない。指定管理者より納付金として4,320,000円を納めてもらい、高齢者地域福祉基金へ積み立てている。

